

大野川に感謝、川をきれいに！
～水辺にやすらぎ心にゆとり～



(令和2年4月8日撮影)

満開の桜を上空から撮影 ～ 大野川桜らぶつみ ～

第63号の主な内容

- ◇ 河川巡視とは・・・？
- ◇ 河道掘削工事・樹木伐採工事の完了のお知らせ(毛井地区)
- ◇ 令和2年度 堤防除草計画のお知らせ

河川巡視って何をしてるの？

河川沿いを走るオレンジ色のパトロールカーを見たことはありますか？
あのオレンジのパトロールカーは、河川巡視を行っている車なのです。
大野川出張所では週に2回、大野川・乙津川・判田川・立小野川の管理区間の
巡視を行っています。
今回は、どのような目的で河川巡視しているのかをお伝えしたいと思います。



① 堤防や樋管等の河川管理施設の状況把握

堤防・護岸・樋管等の河川管理施設に異常がないかを確認しています。
いざという時に地域の安全を守るよう、災害発生
の防止のために注意深く見回ります。



② 河川区域等の違法行為の発見

堤防の機能を害するおそれのある行為(掘削・野
焼き等)や不法投棄の早期発見に努めています。



なくそう！不法投棄！

不法投棄は犯罪です。違反した人には、廃棄物処理法により5年以下の懲役や1千万円以下の罰金が科せられることがあります。大野川出張所でも警察と連携をとりながら対処していきます。

③ 自然環境の情報収集

油が流れていないか、魚が死んでいないかなど
の確認(水質確認)や、植物や鳥類等の生態系
に大きな変化がないかを確認しています。



④ 河川利用の情報収集

河川区域の利用状況の把握に努めています。
また、車両禁止区域をバイクが走っていないか
等、他の利用者に対し危険な行為がないかなど
も確認しています。



☆河川利用に関する相談 ☆ゴミの不法投棄
の目撃情報 ☆油の流出(水質事故)情報
がございましたら、大野川出張所までご一報くだ
さい。

乙津川（毛井地区）の河道掘削工事を行いました！

河川の中は洪水によって運ばれた土砂が堆積したり、樹木が成長して繁茂したりすることで河道の流下能力を低下させる恐れがあるため、そうなる前に適正な管理を行う必要があります。令和元年10月頃より行っていた**乙津川右岸、毛井地区**の河道掘削工事と樹木伐採工事ですが、令和2年3月に無事完了しました。近隣の皆様には何かとご迷惑をおかけしましたが、ご協力ありがとうございました。※工事前、工事後の様子は以下のとおりです。

工事前



工事後

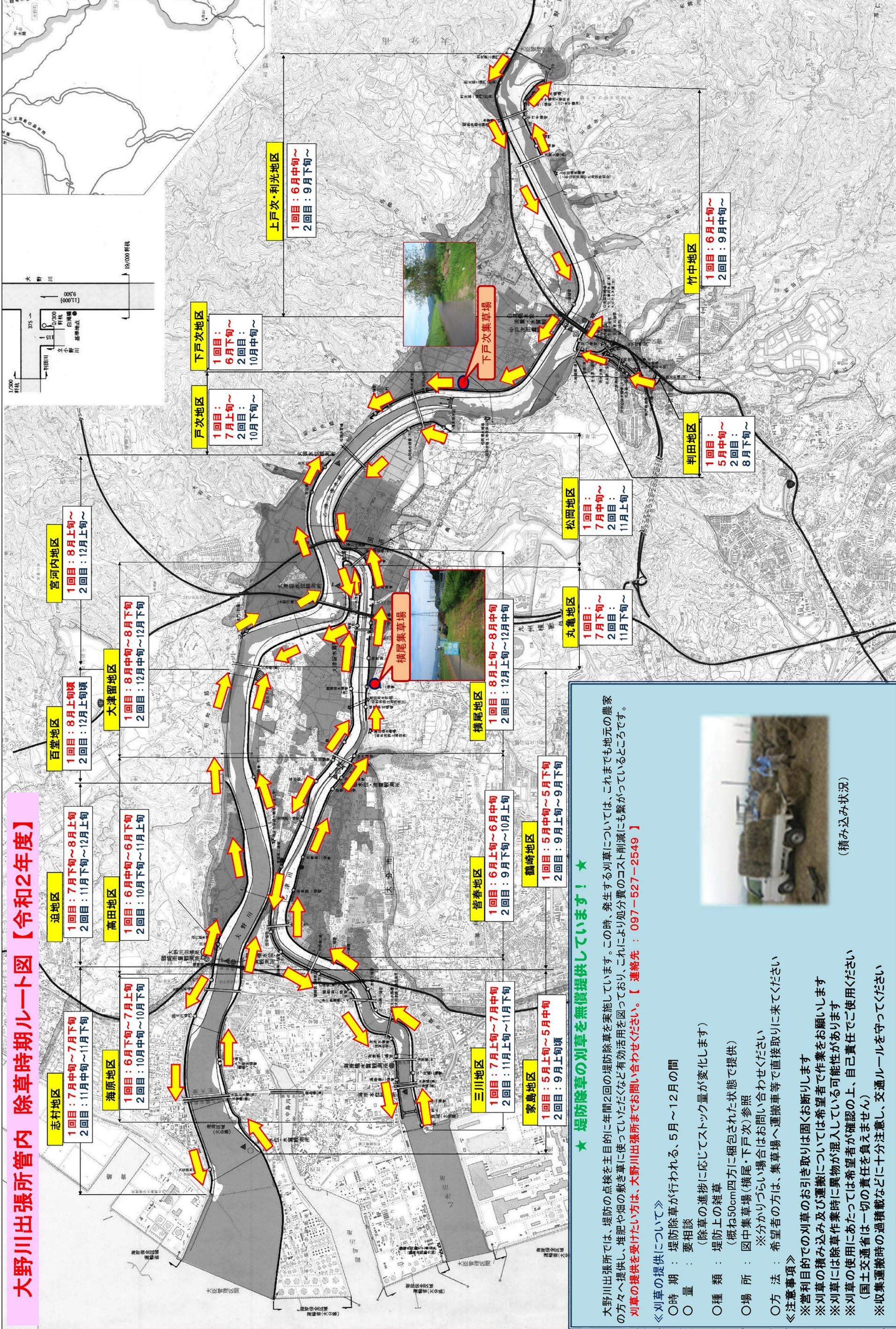


【発行・問合せ先】

国土交通省 大分河川国道事務所 大野川出張所

〒870-0261 大分市大字志村字川平218-2 TEL:097-527-2549 FAX:097-523-2673

大野川出張所管内 除草時期ルート図【令和2年度】



★ 堤防除草の刈草を無償提供しています！ ★

大野川出張所では、堤防の点検を主目的に年間2回の堤防除草を実施しています。この時、発生する刈草については、これまでも地元の方へ提供し、堆肥や畑の敷き草に使っていただくなど有効活用を図っており、これにより処分費のコスト削減にも繋がっています。
刈草の提供を受けたい方は、大野川出張所までお問い合わせください。【連絡先：097-527-2549】

- 《刈草の提供について》
- 時期：堤防除草が行われる、5月～12月の間
 - 量：要相談
 - 種類：堤防上の雑草
(除草の進捗に応じてストック量が変化します)
 - 場所：概ね50cm四方に梱包された状態で提供
(横尾・下戸次)参照
 - 方法：※分かつりづらい場合はお問い合わせください
※分かつりづらい場合は、集草場へ運搬車等で直接取りに来てください
- 《注意事項》
- ※営利目的での刈草のお引き取りは固くお断りします
 - ※刈草の積み込み及び運搬については希望者で作業をお願いします
 - ※刈草には除草作業時に異物が混入している可能性があります
 - ※刈草の使用にあたっては希望者が確認の上、自己責任でご使用ください
(国土交通省は一切の責任を負いません)
 - ※収集運搬時の過積載などに十分注意し、交通ルールを守ってください



(積み込み状況)